



お知らせ

令和5・6年度入札参加資格審査の追加申請

市が発注する工事や業務委託などを受注するには、市の入札参加資格が必要... 令和5・6年度入札参加資格審査の追加申請を次の期間で受け付けます。

スマホやパソコンで自宅から確定申告しませんか

e-Tax等の説明会を予約制で開催します。日時 12月1日(金)・11日(月) 午前10時～午後1時・3時(全4回)

インボイス制度説明会

登録要否相談会 11月10日(金)、12月12日(火) 11月24日(金)、12月13日(水) ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

健康保険証利用登録、公金受取口座登録等の支援窓口

マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには、利用登録が必要です。また、公金受取口座は、給付

11月30日(木)まで「物品・その他」および「小規模工事・修繕等」の受付期間 11月30日(木)まで

お問い合わせ 管財課契約検査担当(1階①番窓口)



Jアラートの全国一斉情報伝達試験が実施されます

国による全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した全国一斉情報伝達試験が実施されます。訓練当日は、市内65か所に設置してある防災行政無線(広報塔)から訓練放送が流れるほか、市ホームページ等に「緊急放送」として通知が出ます。

日時 11月15日(水) 午前11時 通知先 防災行政無線(広報塔)、市ホームページ、ひだか知っ得情報アプリ、市公式ツイッター、ひだか防災メール、市公式LINE

放送・通知内容 「チャイム」これは、Jアラートのテストです(3回繰り返す)「こちらは、ぼっさいひだかです」(チャイム)

お問い合わせ 危機管理課防災・消防担当



金等の受け取り用口座として、本人名義の口座を国(デジタル庁)に任意で登録する制度です。いずれもスマートフォン等から個人で登録することが出来ますが、市の支援窓口も都合に合わせてご利用ください。

期間 令和6年3月29日(金)まで ※窓口延長時の支援窓口はありません。場所 市役所1階ロビー

犬の狂犬病予防注射はお済みですか

生後91日以上の犬を飼っている人は、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。お済みでない場合は、動物病院等で予防注射を済ませ、注射済証と注射済票交付手数料(1頭あたり550円)を左記へお持ちの上、注射済票の交付を受けてください。

やっばり、家族っていいね

家族や地域の大切さ、子どもを社会全体で温かく包み込む大切さ等について理解を深めてもらうため、11月第3日曜日(「家族の日」、11月第2日曜日)から第4日曜日の前日までを「家族の週間」と定め、この期間を中心として理解促進を図っています。

地域とともにある学校

「コミュニティ・スクール」を基盤とした小中一貫教育

市では、市内6つの地区に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を進めています。

各地区では、地域の特色を生かした教育の推進に向けて、協議を重ね、実践しています。今回は、高麗地区の取り組みを紹介します。

高麗地区では、令和7年4月の義務教育学校「高麗小中学校」開校に向け、学校運営協議会で協議を進めています。



○高麗小・中学校 合併に向けて

○通学路の安全確保について

○学校応援団・ボランティアのあり方について

小・中学校の教職員が連携・協働し、開校準備会での話し合いを行っています。



課程、新教科「ふるさと科」、日課表の検討・作成

○小学校運動会・中学校体育祭、合唱祭のすり合わせ

○縦割り班活動のすり合わせ

○両校の廃棄物の分別・処分

高麗小学校児童会・高麗中学校生徒会では、合同で朝のあいさつ運動に取り組みんでいます。



小・中学校合同で高麗川の河川清掃に取り組みます。小学生は中学生を見習い、中学生は小学生にやさしく接する。長く受け継がれている、高麗地区の良き伝統です。



保護者・地域の皆さんの理解と協力により、大変実りある、充実した教育活動を推進することができています。

次回は、「高麗川地区」の取り組みを紹介します。

家族の週間 11月12日(日)～25日(土) 問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

日高市二十歳のついで

20歳になられた皆さんの前途を祝し、二十歳のついでを開催します。当日は式典の様子をライブ配信でご覧いただけます。また、式典終了後に地区毎に交流の場を設けます。

日時 令和6年1月7日(日) 午前10時 受け付け、11時式典開始

場所 文化体育館「ひだかアリーナ」 ※駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。

対象 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人

※11月下旬以降に案内状を送付します。問い合わせ 生涯学習課生涯学習担当

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

期間 11月15日(水)～21日(火) 時間 午前8時30分～午後7時

※11月18日(土)・19日(日)は午前10時から午後5時まで

専用相談電話 ☎0570-070-810 相談担当者 法務局職員または人権擁護委員

問い合わせ さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-851-1000

ね・ん・き・ん 三知 保険年金課 国民年金・医療費担当 新たに年金生活者支援給付金の受給対象となる人に 請求書が届きます

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。令和5年度から新たに給付金の支給対象となる人には、9月1日以降順次、日本年金機構からお知らせとがき形式の請求書をお届けしていますので、忘れずに提出してください。また、これから年金を受給する人は、年金請求手続きと併せて請求書を提出してください。

※詳しくは基礎年金番号を用意の上、左記へお問い合わせください。

問い合わせ 所沢年金事務所 ☎04-2998-0170

○給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

QRコード

